

平成17年5月2日

「化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視」

＜評価・監視結果に基づく勧告＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、7管区行政評価局及び2行政評価事務所が、平成15年12月から平成16年3月にかけて実地に調査した結果等に基づき、関係5省に対して平成17年5月2日に勧告するものです。

概 略

背景

- 化学物質の環境への排出に関する社会的な関心の高まり。
OECD（経済協力開発機構）は、平成8年に、加盟国が化学物質の排出量及び移動量の届出制度の導入に向けて取り組むよう勧告。
- 事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、平成11年7月、化学物質排出把握管理促進法^(注1)が制定。化学物質の排出量等届出制度^(注2)、性状取扱情報提供制度^(注3)等が導入。
- 対象事業者による届出や情報提供の確実な実施、関係府省における届出の励行確保のための取組等が重要。

(注1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
(注2) 事業所からの化学物質の環境への排出量及び移動量を、事業者自ら把握し国に届け出るとともに、国はこれを集計し、公表する制度。平成13年4月から実施。
(注3) 化学物質を他の事業者に譲渡等する場合に、その性状及び取扱いに関する情報を相手方に提供することを義務付ける制度。平成13年1月から実施。

- この行政評価・監視は、18道府県等^(注4)及び343事業者^(注5)を対象に、化学物質の排出量等届出制度や性状取扱情報提供制度の実施状況等を調査

(注4) 10道府県及び道府県から条例により権限委譲された8特別市の合計18道府県等
(注5) 16道府県内の事業者

行政評価・監視の実施

調査の結果に基づき、以下の改善すべき事項を勧告

- 1 化学物質の排出量等届出の励行確保
- 2 化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施
- 3 管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進

勧告先：厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

勧告日：平成17年5月2日

第1 化学物質の排出量等届出の励行確保

排出量等届出制度とは

どのような化学物質がどういった発生源からどのくらい環境に排出されていたか等のデータを把握、集計、公表するもの。

↑
化学物質の自主的な管理の改善促進と環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的。

具体的には

○届出対象化学物質

- ・慢性毒性や発がん性等により人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息等に支障を及ぼすおそれがあるとして政令で指定。
- ・ダイオキシン類やトルエン（溶剤等に使用）等354の化学物質。（第一種指定化学物質）

○届出の仕組み

- ・対象化学物質を一定量以上取り扱う事業者（注1）は、毎年度の排出量等を自ら把握し、翌年6月末までに、都道府県等を経由して事業所管大臣に届け出。
- ・事業所管大臣は経済産業・環境両大臣に届出事項を通知。両大臣が集計し、家庭等からの推計排出量と併せて公表。

（注1）①業種（製造業等23業種）、②規模（常時雇用者21人以上）、③取扱量（年間1トン以上。ただし、当初の平成13、14年度は5トン以上）の要件を満たす事業者

現状・実態

届出がない事業者を比較的簡易な方法（*）を用いて当省が実際に調査し、未届出事業者を把握して未届出の理由を分析

*調査方法

他法令の届出台帳（注2）や地域の企業要覧等を活用して、本届出台帳（平成14年度）と比較し、台帳になかった94事業者を選定。

14年度台帳になかった94事業者のうち、14、15年度とも届出義務のあるのは**53事業者**で、**2年続けて未届出のものは38事業者**（注3）

○2年続けて未届出の理由

→届出制度の不知（34%）や内容の理解不十分（50%）で8割以上（84%。32事業者）

○未届出事業者を把握するのに有効と考えられる、前年度の届出状況や他法令の届出台帳等を活用することについて、都道府県等に対する助言が不十分

○18道府県等のうち、未届出事業者を

- ・前年度実績との突合等により把握しているのは半数（50%。9道府県等）
- ・他法令の届出台帳を活用して把握しているのは4分の1（28%。5道府県等）

（注2）排出量等届出の対象者はダイオキシン類特措法等他法令の届出等の対象となる場合あり。

（注3）これに先立ち、排出量等の多い主要3業種を対象に実施した概況調査の結果
プラスチック製品製造業：38事業者中8事業者（21.1%）
未届出事業者 → 輸送用機械器具製造業：45事業者中3事業者（6.7%）
化学工業：87事業者中5事業者（5.7%）

勧告要旨

関係省庁は、連絡会議を活用するなどして、次の措置を講ずること。

- 未届出事業者については、前年度の届出状況や他法令の届出台帳等の活用などにより、その把握に努め、届出を励行させるよう、都道府県等に対し、必要な助言を行うこと。
- 制度の周知啓発については、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

第2 化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施

性状取扱情報提供制度とは

○化学物質^(注1)を事業者間で取引する際、事業者は、その物質の性状及び取扱に関する情報^(注2)の提供を義務付け。



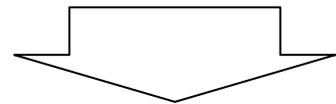
化学物質を取得した事業者は、排出量等届出(前頁参照)に必要な情報を提供し、化学物質の自主的な管理の改善と環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的。

○経済産業大臣は、
 ・提供義務のある事業者に対する、性状取扱情報の提供に関する報告徴収
 ・提供しない事業者に対する勧告、公表をすることができる。

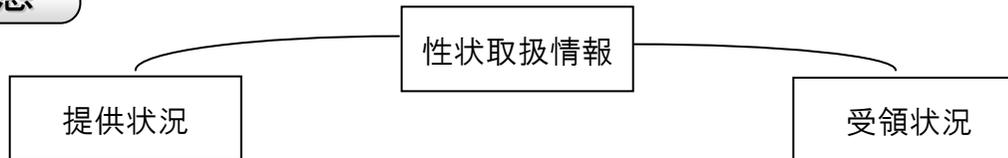
(注1) 第一種指定化学物質(354物質。前頁参照)及び第二種指定化学物質(アセトアミド等の81物質)の435物質

(注2) 「性状取扱情報」として記載しなければならない事項

- ①指定化学物質の名称、含有率、②化学物質が漏出した際に必要な措置、③取扱上及び保管上の注意、④化学物質の物理的・化学的性状、⑤化学物質の有害性 等



現状・実態



国の対応

性状取扱情報の提供が必要な112事業者を調査

- 提供しなかった^(注3)ことのある事業者：13% (14事業者)
 <提供していない理由>
 - ・提供の必要を認識していながら提供していない：5事業者
 - ・相手から要求がなかったため提供しなかった
 - ・すべてに作成するのは容易ではない
 - ・制度の理解不足：5事業者
 - ・原料供給元への納品のため提供が必要と考えなかった
 - ・自社製品以外の製品も提供が必要なことを知らなかった

性状取扱情報の提供を受ける265事業者を調査

- 提供されなかった^(注3)ことのある事業者：20% (54事業者)
- 提供を要求したが提供されなかった^(注3)事業者が24事業者中5事業者
 <提供されなかった理由>：企業秘密、作成能力がない等

○情報提供制度の実施状況を把握する仕組みが未整備で、情報を提供しない事業者に対する指導は未実施。



(注3) 一部の化学物質についての不提供を含む。



勧告要旨

- ・講習会などを通じて、性状取扱情報を提供しない原因に対応した有効な啓発を行うこと。
- ・報告の徴収等を通じた情報提供制度の実施状況を把握する仕組みを整備し、性状取扱情報を提供しない事業者を把握した場合には、勧告及び公表を含めた適切な措置を講ずること。(経済産業省)

第3 管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進

制度・仕組み

事業者の責務

○事業者は、国の指針^(注1)に留意して、化学物質^(注2)の管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める義務あり。



管理方針等に基づく自主管理

○国の指針^(注1)では、事業者は、次のような化学物質の管理方針等を策定し、化学物質の自主的な管理の改善を図ることが求められている。

- ・管理方針：化学物質の管理の改善を図るための化学物質管理の方針
- ・管理計画：管理方針に則して、化学物質の管理の改善を図るための行動に係る具体的目標、その達成時期及び具体的方策を定めたもの

(注1) 経済産業省及び環境省が、化学物質排出把握管理促進法に基づき策定した、化学物質^(注2)を取り扱う事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置に関する指針

(注2) 第一種指定化学物質(354物質)及び第二種指定化学物質(81物質)の435物質(前頁参照)

現状・実態

管理方針等の策定状況等 管理方針等の策定が必要な219事業者を調査

○過半数の事業者が策定していない状況

- ・管理方針を策定していない：55% (120事業者)
- ・管理計画を策定していない：56% (122事業者)

○過半数の事業者が承知していない状況

- ・管理方針の策定の必要性を承知していない：51% (112事業者)
- ・管理計画の策定の必要性を承知していない：52% (113事業者)

勧告要旨

事業者に対し、講習会、事業者団体等を通じて、管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図ること。(経済産業省及び環境省)

その他の勧告事項

- ① 事業者等における排出量等届出データの活用事例の収集を一層充実するとともに、これを事業者等に提供すること。(経済産業省、環境省)
- ② 下水道から公共用水域への排出実態の把握について、下水道事業者に対する指導指針の充実・普及や先進的取組事例の情報提供等を通じ、その促進を図ること。(国土交通省)

[本件連絡先]

総務省行政評価局 財務、経済産業等担当評価監視官室

評価監視官： みやけ 三宅 としみつ 俊光

調査官： おがわ 小川 まさひろ 正博

総括評価監視調査官： はむろ 羽室 まさふみ 雅文

上席評価監視調査官： ごとう 後藤 ひろし 宏

電話（直通） 03-5253-5433

（FAX） 03-5253-5436

化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視

— 資 料 —

資料 1－①	化学物質排出把握管理促進法で対象とされる化学物質	1
資料 1－②	排出量等届出制度の仕組み	2
資料 1－③	平成 14 年度、15 年度ともに排出量等届出義務のある事業者 における届出状況	3
資料 1－④	2 年続けて未届出の事業者の未届出の理由	3
資料 2－①	性状取扱情報提供の概要	4
資料 2－②	性状取扱情報の提供状況	5
資料 2－③	性状取扱情報の受領状況	5
資料 3－①	指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等 及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（抜粋）	6
資料 3－②	管理方針等の策定状況	6
資料 3－③	管理方針等の策定の必要性の承知状況	6
（参考）14 年度届出における排出量・移動量の上位 10 物質		7

化学物質排出把握管理促進法で対象とされる化学物質

1

第一種指定化学物質 (354 物質)

次の①～③のいずれかに該当し、物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質（化学物質排出把握管理促進法第2条第2項）

- ① 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ② 当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの。
- ③ 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの。

【第一種指定化学物質の例】

- トルエン*（合成原料、溶剤）
- キシレン*（合成原料、溶剤）
- クロロホルム*（溶剤、消毒剤）
- ダイオキシン類（非意図的生成物）

2

第二種指定化学物質 (81 物質)

上記1の①～③のいずれかに該当し、物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることを見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）

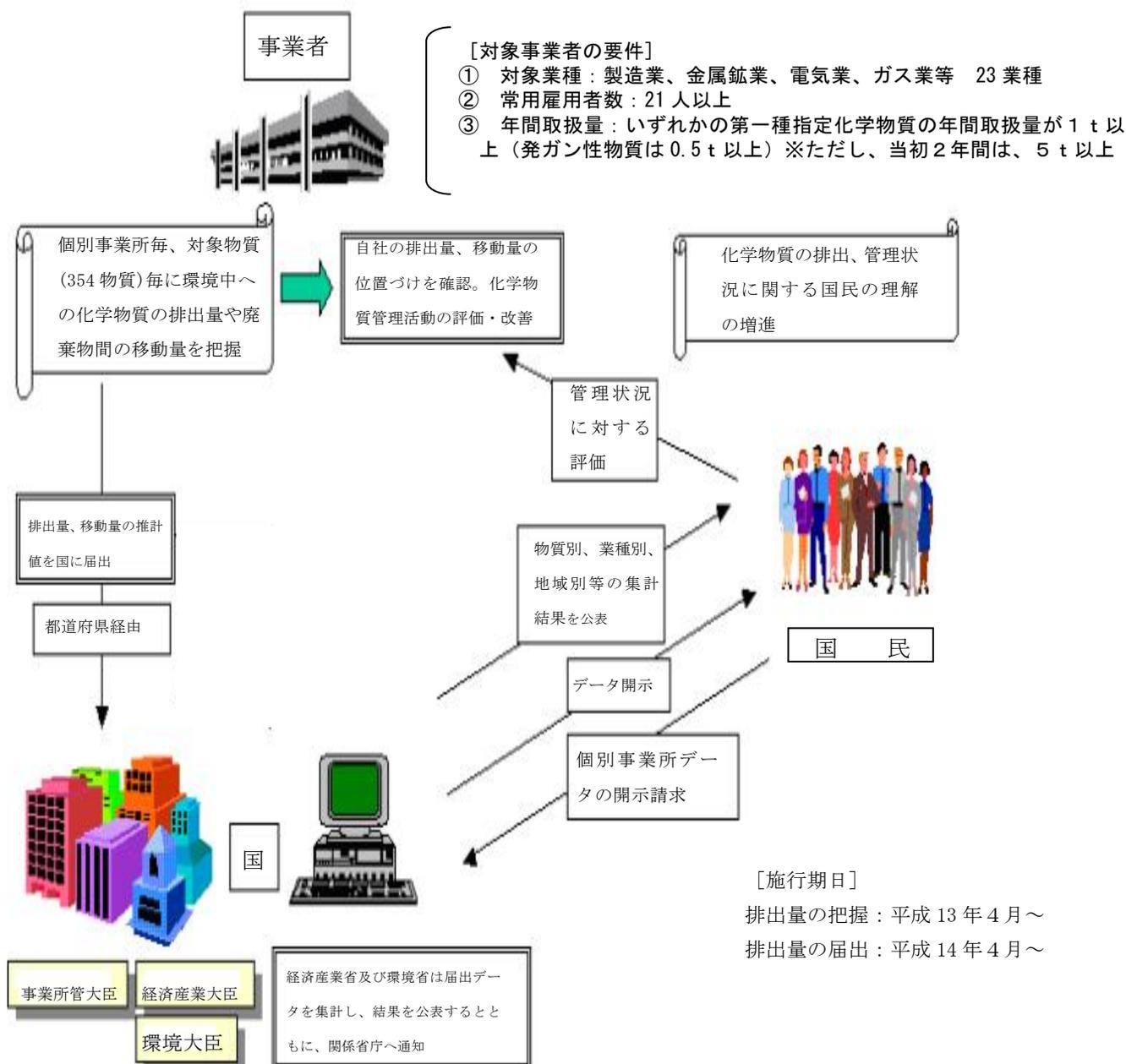
（化学物質排出把握管理促進法第2条第3項）

【第二種指定化学物質の例】

- アセトアミド（溶剤）
- p-アニジジン（染料）
- トリクロロアセトニトリル*（農薬、染料）

（注） *を付したものは毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で規制されている毒劇物に該当するもの

排出量等届出制度の仕組み



(注) 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 1-③

平成 14 年度、15 年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出状況
【2 年とも届出義務のある 53 事業者のうち、2 年続けて未届出は 38 事業者】

(単位：事業者)

区分 事業者数	実地調査対象事業者				(B)の事業者 の届出状況	(C)の事業者 の届出状況	(D)の事業者の届出状況	
	未届出の可能性 があると見込んで選定 した事業者 (A)	(A)のうち 平成14年度に 排出量等届出 義務のある事 業者(B)	(A)のうち 平成15年度に 排出量等届出 義務のある事 業者(C)	(A)のうち 平成14年度、 15年度ともに 排出量等届出 義務のある事 業者(D)	平成14年度未 届出	平成15年度未 届出	平成14年度のみ 未届出	平成14年度、15 年度の両年度と も未届出 (E)
合計	94	55	62	53	55	40	15	38
製造業	65	35	39	34	35	24	11	23

(注) 当省の調査結果による。

資料 1-④

2 年続けて未届出の事業者の未届出の理由
【届出制度の不知や内容の理解不十分が 32 事業者】

(単位：事業者、%)

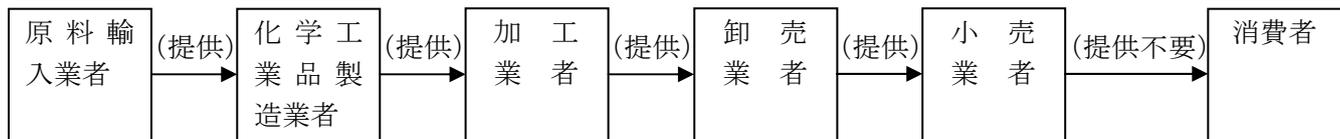
区分 事業者数	平成14年度、15 年度の両年度と も未届出の事 業者数	未届の理由				
		届出制度の存在を 承知していないと しているもの	対象事業者である こと、対象物質で あることについて 誤解があり、届出 を行わなかったと しているもの	行政機関から連絡 を受けて届け出る ものと誤解してい たもの	届出を失念したと しているもの	その他
合計	38 (100)	13 (34)	16 (42)	3 (8)	3 (8)	3 (8)
製造業	23 (100)	9 (39)	7 (30)	3 (13)	2 (9)	2 (9)

(注) 当省の調査結果による。

8 割以上

資料 2 - ①

性状取扱情報提供の概要



(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

(参考)

性状取扱情報として記載しなければならない事項等

- 記載しなければならない事項
 - ① 製品名、含有する対象化学物質の名称・政令上の号番号・種類・含有率
 - ② 性状取扱情報を提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先
 - ③ 化学物質が漏出した際に必要な措置
 - ④ 取扱上及び保管上の注意
 - ⑤ 物理的・化学的性状
 - ⑥ 安定性・反応性
 - ⑦ 有害性・暴露性
 - ⑧ 廃棄上及び輸送上の注意

- 記載することができる事項
 - ⑨ 有害性・暴露性の概要
 - ⑩ 応急措置、火災時に必要な措置、労働者に対する暴露防止措置等
 - ⑪ 適用される法令
 - ⑫ ⑨～⑪の他、性状取扱情報を提供する事業者が必要と認める事項

資料 2-②

性状取扱情報の提供状況

【性状取扱情報を提供しなかったことのある事業者は 14 事業者 (13%)】

(単位：事業者、%)

調査対象事業者 (A)	(A) のうち、性状取扱情報を提供しなかったことのある事業者 (B)	割合 (B) / (A)
112	14	12.5
製造業 72	5	6.9

資料 2-③

性状取扱情報の受領状況

【性状取扱情報を提供されなかったことのある事業者は 54 事業者 (20%)】

(単位：事業者、%)

調査対象事業者 (A)	(A) のうち、性状取扱情報を提供されなかったことのある事業者 (B)	割合 (B) / (A)
265	54	20.4
製造業 191	35	18.3

(注) 当省の調査結果による。

資料 3-①

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平 12. 3. 30 環・通告 1 から抜粋）

本指針は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置を定めるものである。

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守することはもとより、本指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

第 1 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

1 化学物質の管理の体系化

(1) 化学物質管理の方針

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理の改善を図るための化学物質管理の方針（以下「方針」という。）を定めること。

(2) 管理計画の策定

指定化学物質等取扱事業者は、上記により定めた方針に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定すること。

資料 3-②

管理方針等の策定状況

【管理方針未策定⇒120 事業者 (55%)、管理計画未策定⇒122 事業者 (56%)】

(単位：事業者、%)

調査対象事業者 (A)	管理方針		管理計画	
	(A)のうち管理方針未策定 (B)	割合 (B) / (A)	(A)のうち管理計画未策定 (C)	割合 (C) / (A)
219	120	54.8	122	55.7
製造業 175	93	53.1	94	53.7

(注) 当省の調査結果による。

資料 3-③

管理方針等の策定の必要性の承知状況

【管理方針策定の必要性を不承知⇒112 事業者 (51%)、管理計画策定の必要性を不承知⇒113 事業者 (52%)】

(単位：事業者、%)

調査対象事業者 (A)	管理方針		管理計画	
	(A)のうち管理方針の策定の必要性を承知していない (B)	割合 (B) / (A)	(A)のうち管理計画の策定の必要性を承知していない (C)	割合 (C) / (A)
219	112	51.1	113	51.6
製造業 175	82	46.9	82	46.9

(注) 当省の調査結果による。

(参考)

14年度届出における排出量・移動量の上位10物質

対象化学物質			届出排出 量合計 (t/年)	届出移動 量合計 (t/年)	届出排出 量・届出移 動量合計 (t/年)	届出全 物質に 占める 割合 (%)
物質名	用途	有害性 (吸入、経口摂取等した場合の影響)				
トルエン	溶剤(塗料・ インク等)、 合成原料(合 成繊維、染料 等)	吐き気、精神錯乱、歩行異常、 薬物依存性、腎機能障害、脳萎縮	122,910	46,946	169,857	33.4
キシレン	溶剤(塗料・ 農薬等)、合 成原料(染 料、香料等)	頭痛、めまい、錯乱、肝臓・肺の機 能障害	47,335	11,764	59,100	11.6
塩化メチレン	洗浄剤(金属脱 脂)、溶剤等	頭痛、意識混濁、全身けいれん	25,406	8,374	33,780	6.7
マンガン及び その化合物	添加剤等	肺炎の可能性、発汗、歩行障害	4,503	24,697	29,200	5.7
鉛及びその化 合物	バッテリーや はんだの原料	貧血、発がんの可能性	9,562	7,427	16,989	3.3
N,N-ジメ チルホルムア ミド	溶剤(ポリマ ー等)、試薬 等	めまい、食欲不振、肝機能障害、 発がんの可能性	5,217	8,189	13,406	2.6
クロム及び三価 クロム化合物	ステンレス 鋼、顔料	湿疹、結膜炎、気管支炎	544	12,324	12,868	2.5
エチルベンゼ ン	合成中間体、 溶剤、希釈剤	めまい、皮膚炎	9,873	2,853	12,725	2.5
ふっ化水素及 びその水溶性 塩	代替フロン、 ふっ素樹脂 の原料	呼吸困難、昏睡、骨の異常突出、 歯がいびつになる	3,443	7,023	10,466	2.1
エチレングリ コール	合成原料(染 料、香料等)、 溶剤等	腎不全、脳損傷、眼の動きが異常に なる可能性	2,588	5,791	8,379	1.6
上位10物質の 合計			231,382	135,389	366,771	72.2
全物質の合計			290,453	217,493	507,946	100.0

(注) 1 経済産業省、環境省の資料等に基づき当省が作成した。

2 「有害性」の欄は、「化学物質情報の正しい読み方(化学工業日報社)」及び国立医薬品食品衛生研究所のホームページを基に当省が作成した。

3 動植物の生息等に支障を及ぼすおそれがある例としては、環境省の「化管法指定化学物質有害性データ」によれば、トルエン、エチルベンゼンについては、主として、魚、ミジンコ及び藻類に関する生態毒性試験の結果、生命、生長、繁殖等に与える有害性の程度が大きいとされている。